

都都経第2196号
令和4年11月21日

さいたま市総合振興計画審議会会長 様

さいたま市長 清水 勇 人



さいたま市総合振興計画について（諮問）

このことについて、さいたま市総合振興計画審議会条例第1条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

新庁舎移転整備等に伴うさいたま市総合振興計画の改定について

2 諮問理由

本市では、令和3年12月に議決された総合振興計画基本計画「2030さいたま輝く未来と希望（ゆめ）のまちプラン」を指針として、21世紀半ば（おおむね2050年頃）を見据え、本市が目指すべき将来都市像の「上質な生活都市」、「東日本の中核都市」の実現に向けて都市づくりを総合的かつ計画的に推進してきたところです。

令和4年4月に議決された「さいたま市役所の位置に関する条例」の改正を受け、令和13年度を目途にさいたま新都心に新庁舎を移転整備し、本庁舎移転後の現庁舎地は、「多様な世代に愛され、県都・文教都市にふさわしい感性豊かな場所とすること」を目指す方向性とし、新たな利活用を図っていくこととなりました。

これらを踏まえ、総合振興計画基本計画については、新庁舎の移転整備等が本市の都心地区の在り方や将来の都市づくりの方向性に与える影響を調査・検討した上で、その影響が及ぶ範囲の見直しを行うこととしました。

貴審議会には、新庁舎整備等に伴う総合振興計画基本計画の見直しについて、幅広い視点から御審議していただきたく、諮問するものです。